

オンライン利用拡大 行動計画

平成20年9月12日

IT戦略本部

目 次

頁

I オンライン利用の拡大に向けた基本方針

I-1	重点手続と新たな目標設定	1
1	重点手続	1
2	オンライン利用率の目標	1
3	重点手続以外の利用促進対象手続	2
I-2	目標達成のための重点的取組	2
1	オンライン利用に係るガイドラインの策定	2
2	経済的インセンティブの向上等	2
(1)	手数料の引下げ	
(2)	手数料の納付方法の多様化	
(3)	経済的インセンティブの向上	
3	認証基盤の抜本的な普及拡大策	3
(1)	本人確認方法の見直しに関する方策	
(2)	各種認証サービスの使い勝手の向上	
4	添付書類の削減に向けた方策	5
(1)	自己保管による添付書類の省略	
(2)	行政発行の書類のバックオフィス連携	
(3)	オンラインによる提出の拡大	
(4)	士業者の確認による添付書類の省略	
5	窓口サービスの充実等	6
(1)	窓口来所型サービスの導入・充実	
(2)	処理時間の短縮等	
6	使い勝手の向上	6
(1)	初期設定の簡素化	
(2)	申請画面の簡易化策等	
(3)	グループ申請の拡大	
(4)	アクセス手段の多様化	
7	国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大	7
(1)	国及び地方公共団体による取組の推進	
(2)	各申請システムの改善	
(3)	国及び地方公共団体における電子文書の受入れ環境の整備	

(4)	地方公共団体におけるオンライン申請に係る基盤の整備	
(5)	国及び地方公共団体関係者による協議の場の設置	
8	企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組	8
(1)	オンライン利用拡大	
(2)	社会慣行の改善	
9	その他	8
(1)	広報・普及啓発	
(2)	電子政府の利用環境の整備	
(3)	業務の効率化・ペーパーレス化の徹底	
I-3	行動計画の着実な実行の確保等	9
1	行動計画の着実な実行の確保	9
2	メリハリの利いた対応	10

II 重点手続分野ごとの取組方針及び目標値

1	登記	15
2	輸出入・港湾	16
3	国税	17
4	社会保険・労働保険	19
5	産業財産権出願関連手続	20
6	自動車登録	21
7	その他	
(1)	生命保険	21
(2)	無線局	22
(3)	採捕数量等の報告	23
(4)	経済産業統計	23
(5)	特殊車両通行許可	24

(別添) 重点手続ごとの改善策

オンライン利用拡大行動計画

これまでの国の行政手続におけるオンライン利用促進の取組を抜本的に見直し、対象を国民に広く利用されている手続に重点化し、新たな目標を設定して、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずることとする。

この新たなオンライン利用促進の取組を強力に推進するため、2009年度（平成21年度）から2011年度（平成23年度）までの間に講ずる措置（ただし、可能なものについては、2008年度（平成20年度）中から迅速に取組を進める。）を定めた政府全体としての行動計画を以下のとおり策定する。

I オンライン利用の拡大に向けた基本方針

I-1 重点手続と新たな目標設定

1 重点手続

国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等を「重点手続」（別表参照）と分類し、オンライン利用率の大幅な向上を図るため重点的に取り組むこととする。

2 オンライン利用率の目標

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において、平成22年度までに国の手続におけるオンライン利用率を50%以上とする目標を設定し、利用促進対象手続を定めて行動計画を策定して取り組んできたところであるが、オンライン利用率は未だ低調であり、IT新改革戦略に掲げられた目標を達成するとともに、更に次なるステップとなる目標を掲げ、これに向けて、オンライン利用を飛躍的に拡大させていく必要がある。

オンライン利用拡大の新たな目標については、重点手続・分野によって、例えば、企業や士業の利用が多い、高齢者等パソコンに不慣れな者が多いなど利用者の属性や、手続の特性、利用促進の障害の状況が異なることから、手続一律の目標設定は適当ではなく、重点手続分野（別表参照）ごとに定めることとする。

また、一方で、今回のオンライン利用拡大方策は、認証基盤の抜本的な普及拡大等を図るため、新たな制度の導入や既存システムの大幅な改修など現行の取組を抜本的に見直す内容を含んでおり、利用率の向上という成果が現実に現れるまでには3年の計画期間を超えて一定の期間を要するものもあることにかんがみ、

目標設定の時期についても考慮する必要がある。

これらを踏まえ、オンライン利用の目標値については、重点手続分野ごとに、2013年度（平成25年度）末における目標値を掲げることとともに、重点手続のうち3年の計画期間中の取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続（企業や士業の利用が多く、個人の電子署名とは別の措置の導入や窓口来所型サービスの整備を待たなくても利用率を伸長させていくことが可能な手続。以下「先行手続」という。）については、本行動計画の最終年度時点の目標値を掲げることとする。

具体的な目標値については、「Ⅱ 重点手続分野ごとの取組方針及び目標値」にそれぞれ掲げるとおりであり、これらの分野ごとの取組を通じて、重点手続全体では2013年度（平成25年度）末にオンライン利用率72%以上、先行手続全体では2011年度（平成23年度）末にオンライン利用率66%以上の実現を目指す。

3 重点手続以外の利用促進対象手続

現行の利用促進対象手続のうち今回重点手続とならなかったものについては、原則2010年度（平成22年度）に利用促進対象手続全体でオンライン利用率が50%以上を達成することを目標に、行動計画に示すオンライン利用拡大方策も踏まえつつ、手続所管府省において計画的に取組を進めることとする。

I-2 目標達成のための重点的取組

重点手続のオンライン利用を拡大するためには、各手続の所管府省において、オンライン申請のメリット拡大、使い勝手の向上、普及啓発・利用者支援等に取り組むとともに、電子政府推進の基礎となる認証基盤の普及拡大など手続の所管府省のみの改善努力によっては解決が困難である課題や複数の行政手続にまたがる共通の課題への対応が必要である。これらへの共通的な取組方針は以下のとおりであり、関係府省は、これに沿って積極的に取り組むこととする。

また、国民の利便性のみならず、業務・システム最適化の取組と連携してオンライン利用の向上による業務の効率化等も進める。

1 オンライン利用に係るガイドラインの策定

内閣官房（IT担当室及び情報セキュリティセンター）において、電子政府の手続に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、有識者を含めた検討の場を速やかに立ち上げ、「セキュア・ジャパン2008」における取組も踏まえつつ、経済産業省及び関係府省の協力を得て、年度内に一定の方向性を取りまとめることとする。

2 経済的インセンティブの向上等

(1) 手数料の引下げ

オンライン利用の一層の促進を図るため、重点手続に係るオンライン申請の手数料については、基本的に一律、紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系の見直しを図り、利用者に対し目に見える形でオンラインのメリットを明らかにすべく、検討・調整を進める。

なお、原則オンライン申請が達成されている手続の場合には、オンライン利用の状況を踏まえつつ、紙申請との差別化を含め適時適切に見直しを行う。

また、国又は地方公共団体の職員が職務上請求を行う際、紙申請の場合は無料であるが、オンライン申請の場合は手数料が発生し、いわば逆インセンティブが生じている手続については、各手続所管府省において、上記手数料の見直しに併せ当該事態の解消を図る。

(2) 手数料の納付方法の多様化

手数料の納付方法については、利用者の利便性の向上を図る観点から、現行のインターネットバンキングやATMによる納付方法に加え、クレジットカードの活用を始め、口座振替、コンビニ納付など納付方法の更なる多様化に向けて関係府省において検討を行い、必要に応じて内閣官房においてその検討結果を取りまとめる。

(3) 経済的インセンティブの向上

平成 20 年度で期限切れとなる電子政府推進税制については、内閣官房及び関係府省において、電子政府推進のために経済的インセンティブを維持する必要性、現行税制の利用状況やオンライン利用促進への効果等について検証した上で、現行税制を継続する必要性について検討する。

なお、手数料を設けていない手続においても、行政事務のオンライン処理に伴う行政コストの削減分を利用者に適切に還元するための新たなインセンティブ措置を講ずることができないか、各手続所管府省においてその検討を進める。

3 認証基盤の抜本的な普及拡大策

(1) 本人確認方法の見直しに関する方策

① 本人確認方法の再点検

電子署名を要する手続について、セキュリティの確保に留意しつつ、本人確認方法の再点検を行う。特に、次に該当する手続については、重点的に見直すものとする。

- ・ 紙の申請時に署名や押印を要しない手続
- ・ 法令上、署名や押印を必要としていない手続
- ・ 既に ID・パスワード化を実施している手続と同種の手続
- ・ なりすましにより不当に利益を得ることが想定できない手続

② 士業による代理申請時の本人確認の省略

未実施の手続への拡充を進める。

③ ID・パスワード方式のセキュリティの向上

上記の本人確認方法の再点検を行った上で、行政手続のうち厳格な本人確認等が求められ、単純な ID・パスワード方式によってはセキュリティ要件を満たすことができない場合であっても、現行の電子署名方式とは別に、セキュリティの確保と利用者の利便性の向上を同時に満たすことができる新たな方策を検討する。

例えば、ID・パスワードに基づき、利用者本人からオンライン申請が行われた場合であっても、行政側が当該申請内容に電子官印（官職証明書）を付して申請者本人に送り返し、本人が当該内容の確認をした上で、問題がなければその旨の返信をしてもらうことで足りることとし、記載事項を変更する必要が生じた場合に限って、現行の電子署名方式を利用して変更申請を行うことができるようにする方策などについて、上記 1 におけるオンライン利用に係るガイドラインの策定の際に検討する。

また、上記のような、本人の電子署名ではなく電子官印（官職証明書）を活用するなどの申請の仕組みについて、電子行政推進法（仮称）の検討と併せて必要な法制度上の手当てを行うことを検討する。

(2) 各種認証サービスの使い勝手の向上

① 商業登記認証

商業登記に基づく電子証明書によって証明される登記事項である「本店」、「商号」、「代表者の資格」及び「氏名」に変更が生ずる登記がされた場合には、証明の性質上、当然に当該電子証明書は失効することとなるため、変更前に取得していた電子証明書を利用することができないケースが生じている。この場合、一定の証明期間内であれば、ある特定の時点の商業登記認証の有効性を確認できることから、手続所管府省において、当該仕組みを有効に活用することによって改善を図ることができないか検討する。

② 公的個人認証

ア 公的個人認証サービスについて、総務省において、本年 11 月を目途に、利用者クライアントソフトをインストールした際に、IC カードリーダライタを自動的に設定する機能を追加するとともに、利用者クライアントソフトの基本的機能が JAVA のソフト (JRE) なしで稼働できるように改修する。

イ 総務省において、将来の公的個人認証サービスの在り方について、まず可能な限り利用者の利便性向上のための実務的な方策に取り組み、併せて以下に掲げる課題の検討を含め、中長期的な観点からの抜本的な改善策について必要な検討に着手する。

- ・ セキュリティレベルに応じて、格納媒体を IC カードに限定することなく、USB メモリーやパソコン本体などに多様化することの可否
- ・ 公的個人認証サービスの有効期間の延長（例えば、3 年から 5 年へ）やオンライン更新導入の可否
- ・ 将来的な技術開発や国際規格の動向等に伴い、既に住民基本台帳カー

ドに採用されている国際規格とフェリカの双方に対応した IC チップが製品化された場合、住民基本台帳カードに当該チップを採用することの可否

- ・ 中央サーバに認証機能を一部移行させることによって、個人がオンライン上で簡易にサービスを受けられる方策（カナダの e-Pass 類似の方式導入）の可否

4 添付書類の削減に向けた方策

(1) 自己保管による添付書類の省略

各手続所管府省は、士業者による確認によらない場合であっても、行政機関に提出すべき書類については、申請者本人に対し、一定期間、添付書類を自己保管することを義務付け、行政機関が事後的に添付書類の内容を検証できることを可能とすることにより、その提出を省略できる制度の導入又は拡大を図ることとする。

その際、申請者が保管義務に違反した場合に講ずべき必要な法令上の措置の在り方について検討する。

また、一定期間、当該申請等に係る法令に違反する行為がないなど、一定の基準を満たす優良な申請者に対する添付書類の省略の措置については、優先的に検討を行うこととする。

(2) 行政発行の書類のバックオフィス連携

添付書類として要求されるものの多くは、他の行政機関の発行した証明書等であることから、行政情報を効率的に共同利用できる仕組みができるまでの間の措置として、利用頻度が高い書類について、申請者の求めに応じて、当該申請者に代わって当該行政情報をオンラインにより行政機関相互で個別に提供できるよう、これを実施するための簡易な仕組みについて検討することとする。

また、バックオフィス連携を実施するに当たっては、申請を受け付けた行政機関が証明書等の発行機関から直接申請者に係る情報を入手することを可能にするため、個人情報の保護の必要性に留意しつつ、必要な制度上の措置について、併せて検討する。

バックオフィス連携については、地方公共団体とも協力しつつ検討することとする。

(3) オンラインによる提出の拡大

各手続所管府省は、添付書類のうち、原本性を確認する必要があるが、電子ファイルでは原本性を検証することができない書類など、紙媒体の原本を提出することによらなければ、適切な審査が行えない等目的を達することができないものや、書類を電子ファイル化した場合、データ量が過大となるもの等電子ファイル化になじまない書類を除き、スキャナー等を使用して添付書類を電子ファイル化（PDF 等）したものを送信すれば足りることとする。

(4) 士業者の確認による添付書類の省略

各手続所管府省は、行政機関において登記における契約書や給付請求における給付額の決定に必要な書類のように審査上不可欠な書類を除き、士業者が本人に代わって申請書等を提出する場合には添付書類の提出の省略を可能とすることとする。

5 窓口サービスの充実等

(1) 窓口来所型サービスの導入・充実

パソコンやブロードバンド利用環境、各種認証基盤等が国民の間に十分に普及し、定着するまでの間は、手続の特性等に配慮しつつ、純粋なオンライン申請に加えて、窓口でのオンライン入力補助・代行（窓口来所型）サービスの充実を積極的に図ることとする。それは同時に、高齢者や中小・零細の事業主などパソコンや手続に不慣れな者への対策としても有効であり、当該サービスの拡充に係る経費について、平成 21 年度予算要求からできる限り計上するとともに、中長期的な観点から取組を継続していく上で必要な体制の整備を検討する。

なお、行政の効率化や国民利便の向上に資するようなオンラインを活用した申請等を拡大する観点から、行政内部において申請を受けた後の事務処理過程が電子的に遂行される場合には、窓口等でデータ形式により提出される申請についても、オンライン申請等件数として把握するものとする。

(2) 処理時間の短縮等

申請者に対して許可や免許等の処分を行う手続については、当該オンライン申請に係る処理時間を短縮し、申請者に対する回答を迅速に行うものとする。

利用時間が 24 時間 365 日となっていない手続について、利用者のニーズや費用対効果の観点も勘案しつつ、受付時間の延長や休日受付等の検討を行うものとする。

6 使い勝手の向上

(1) 初期設定の簡素化

上記 3 (2)②の公的個人認証における改善方策を参考にしつつ、各申請システムにおいて、初期設定を可能な限り簡素化する仕組みや、初期設定について分かりやすい説明を加えることなどについて検討する。

自ら提供するプログラム以外を必要とする場合には、セキュリティの確保及び利用者負担を軽減する観点から、早急に当該プログラムの最新のバージョンに対応するようにする。

(2) 申請画面の簡易化策等

利用者に対する継続的なアンケート実施、聴取項目の細分化、士業や企業等関係団体との頻繁な意見交換等の取組を行うなど、利用者側の申請画面や操作性等についての具体的不満点を把握し、その確実な解消を行えるよう取組を強化する。また、これらを通じて、ヘルプデスクの充実や、マニュアルの整備

等にも反映する。

申請者の求めに応じ、申請者の画面を遠隔で操作できるシステムを導入するなど、申請者の相談・支援体制の充実を図る。

オンライン申請の利用方法を分かりやすく解説し、かつ、簡単に操作できる体験ソフトを提供する。

申請書類の作成に一定の専門知識や作業が必要な手続については、利用者ニーズを踏まえて、申請書類作成支援機能の提供を検討する。

(3) グループ申請の拡大

申請契機が同一の複数のグループ手続について、一括して申請を行う機能について、対象となる手続を拡充する。

(4) アクセス手段の多様化

電子行政サービス等に対して、パソコンだけでなく、より普及率が高く多くの国民にとって身近なテレビ放送受信機や携帯電話端末等の情報通信機器を活用したアクセス手段の多様化について検討する。

7 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大

(1) 国及び地方公共団体による取組の推進

国及び地方公共団体が申請主体となる手続について、国は、政府全体としてのオンライン利用の拡大や業務の効率化等を図る観点から、率先してオンライン申請を行うこととする。その際、内閣官房及び総務省並びに関係府省は、地方公共団体に対しても積極的にオンライン申請を行うよう働きかけを行うこととする。また、各手続所管府省は所管手続の国及び地方公共団体によるオンライン申請率の実態を把握し、関係府省間において所要の申合せを行うなど、国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組を強化することとする。

上記の取組を進めるに当たり、特に給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）の提出や、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に関する手続を国が行う場合、原則としてオンラインを利用することとする。このため、内閣官房及び総務省並びに関係府省は、必要な実務的な検討を進める。

(2) 各申請システムの改善

国又は地方公共団体からのオンライン申請を想定しておらず、政府認証基盤（GPKI）や地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の電子証明書に対応していない申請システムについては、当該システムの所管府省において、必要な検証を行い、速やかに改善を図るとともに、e-Gov を利用する手続の所管府省においても、総務省の協力を得て、必要な検証を行い、改善を図るものとする。

(3) 国及び地方公共団体における電子文書の受入れ環境の整備

国が電子的に発行した証明書等について、国は積極的に受け入れるとともに、地方公共団体においても可能とするよう各手続所管府省から働きかけを行うこととする。あわせて、各手続所管府省は、利用者に対しても電子証明書等の

取得及び活用を周知徹底することにより、オンライン利用の一層の拡大を図る。

(4) 地方公共団体におけるオンライン申請に係る基盤の整備

国の行政手続のオンライン利用の拡大を図るに当たって、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）など地方公共団体における基盤の整備が不可欠なものについては、利用者の利便性の向上を図る観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax：イータックス）など関係府省との取組との連携を強化するとともに、地方公共団体に対してもその普及拡大を図るよう働きかけを行うこととする。

(5) 国及び地方公共団体関係者による協議の場の設置

国及び地方公共団体を通じたオンライン申請の拡大に向けて、関係者による協議の場の設置を検討する。

8 企業におけるオンライン利用の拡大に向けた取組

(1) オンライン利用拡大

各府省は、申請等受付システムに複数人分の申請を一括で行える機能を導入し、積極的な活用を進める。

各府省は、申請データのフォーマット等を公開し、企業等が保有するデータの利用を容易にするなど、企業ユーザーの利便性向上に向けた取組を行う。

経済産業省及び関係府省は、中小企業を対象とした SaaS プラットフォームを活用して SaaS 型ソフトの普及促進を図る。

内閣官房は、申請・届出等手続における民間企業等の積極的なオンライン利用を勧奨する観点から、各種経済団体等に対し、加盟機関におけるオンライン利用拡大の要請を行う。

企業におけるオンライン利用の拡大方策に関して、各種経済団体等と政府が定期的に意見交換する場の設置などを検討する。

(2) 社会慣行の改善

内閣官房及び関係府省は、民間機関において、国が電子的に発行した証明書を受け入れるよう各種経済団体に申入れを行うことを通じ、社会慣行や業界慣行の是正に向けた取組を促す。

9 その他

(1) 広報・普及啓発

申請者の応対を直接行う受付窓口の職員に対しては、オンライン申請に関する教育、研修を強化することにより、意識の向上を図るものとする。

オンライン申請の利用の促進を実効あるものとするため、受付窓口におけるオンライン申請の利用の勧奨を始め、士業や企業担当者等、申請を行う機会の多い者に対する講習会の実施や事前準備（初期設定等）の支援等により、積極的な利用の勧奨を行うものとする。

利用者にとって利便性を実感できる行政サービスを提供するため、オンライ

ン申請の利用者や電子政府推進員から意見を聴取する機会を設け、活用する。

(2) 電子政府の利用環境の整備

電子政府の推進に当たっては、民間における業務の電子化が重要であることから、例えば、現行の「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の運用の透明性を向上させる観点から、すでに公表している承認等の行政判断基準について充実を図る。

(3) 業務の効率化・ペーパーレス化の徹底

申請の受付は、審査、結果の通知、記録の保管・廃棄等に至る一連の業務処理の起点であり、申請情報が電子情報で得られるオンライン申請は、国民の利便性向上のみならず、業務処理の電子化を効率的に進めるためにも推進する必要がある。

一方で、オンライン申請が進んでも、システムの導入や性能向上に合わせた業務処理過程の見直しが十分行われなければ、大量の情報を迅速・正確に処理できるシステム導入のメリットが発揮されないおそれがある。

現在、政府の主要業務について、業務とシステムの一体的な見直し（業務・システム最適化）を進めているが、オンライン利用促進の取組をこれと連携して進めることによって、電子的な業務処理を推進、定着させ、業務の効率化・迅速化・正確性を一層向上させていく必要がある。

これらを踏まえ、オンライン利用に係る行政内部の事務処理において、電子的に処理可能な行政事務については、かえって行政コストが著しく増加するなどの特別な事由がある場合を除き、100%電子的に処理すべきことを新たな目標とし、その旨をすべての行政機関に対して義務付けることとする。

こうした取組により、各手続のオンライン利用に伴う業務の効率化等の効果を明らかにし、その効果を国民にも還元していくことが必要である。

I-3 行動計画の着実な実行の確保等

1 行動計画の着実な実行の確保

行動計画の着実な実行を確保するため、総務省は、計画の実施状況を厳格にチェックし、計画に盛り込まれた具体的な取組の推進の徹底を図るとともに、オンライン利用状況を定期的に把握し、公表するものとする。

また、オンライン利用促進の取組における PDCA サイクルを確立するため、内閣官房及び総務省並びに関係府省は、厳格な評価が可能となるよう、重点手続ごとの取組の実施状況、障害となっている要因の解消に向けた取組状況及びオンライン利用状況を定期的に電子政府評価委員会に報告する。内閣官房及び総務省並びに各手続所管府省は、電子政府評価委員会の評価結果を適切に施策に反映させる観点から、取組及び行動計画の見直しを行うものとする。

なお、目標値についても、行動計画の終了時において、IT技術・環境の向上や認証基盤の整備等の状況を踏まえ、見直しを行う。

2 メリハリの効いた対応

本行動計画に基づきオンライン利用の飛躍的拡大を図る一方で、利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行うことが重要である。

内閣官房及び総務省は、利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲を電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、年内を目途にシステム停止の是非について結論を得るものとする。また、その範囲は、必要に応じて毎年見直していくこととする。

(別表) 重点手続分野及び重点手続一覧

1 登記 (計 5 手続)

- ・不動産登記の申請
- ・不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・商業登記 (株式会社) の申請
- ・商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等
- ・成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求

2 輸出入・港湾 (計 20 手続)

- ・乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請
- ・船舶の長による乗員名簿の提出等
- ・輸入 (納税) 申告 (輸入許可前引取り承認申請を含む。)
- ・輸出申告
- ・貨物の積卸しについての書類の呈示
- ・保税運送 (包括) 承認
- ・外国貨物仮陸揚の届出
- ・出港届の提出 (許可)
- ・内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請
- ・開庁時間外における貨物の積卸しの届出
- ・積卸コンテナ一覧表の提出
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出 (外国貿易機)
- ・外国往来船又は外国往来機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請
- ・積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出 (外国貿易船)
- ・食品等輸入の届出
- ・指定検疫物の輸入届出
- ・輸入植物等の検査の申請
- ・入出港の届出
- ・けい留施設の共用の届出
- ・危険物積込等の届出

3 国税 (計 15 手続)

- ・国税申告手続 (所得税)
- ・国税申告手続 (法人税)
- ・国税申告手続 (消費税 (個人))
- ・国税申告手続 (消費税 (法人))
- ・国税申告手続 (酒税)
- ・国税申告手続 (印紙税)
- ・不動産の使用料等の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書 (及び同合計表)
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 (及び同合計表)
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (及び同合計表)
- ・給与所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・退職所得の源泉徴収票 (及び同合計表)
- ・利子等の支払調書 (及び同合計表)
- ・納税証明書の交付請求
- ・電子申告・納税等開始 (変更等) 届出

4 社会保険・労働保険 (計 21 手続)

- ・概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・概算保険料の延納の申請
- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続基本給付金の申請
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更 (訂正) 届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届
- ・健康保険被扶養者 (異動) 届、船員保険被扶養者 (異動) 届
- ・健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険 (船員) 賞与支払届
- ・厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険 (船員) 被保険者住所変更届
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書
- ・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 (ハガキ形式)
- ・年金受給権者現況届
- ・年金受給権者住所・支払機関変更届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・国民年金第 3 号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届
- ・国民年金保険料還付請求書
- ・国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届

5 産業財産権出願関連手続 (計 1 手続)

- ・産業財産権出願関連手続

6 自動車登録 (計 1 手続)

- ・自動車の新車新規登録等

7 その他

- (1) 生命保険 (計 2 手続)
 - ・生命保険募集人登録事務
 - ・生命保険募集人届出事務
- (2) 無線局 (計 2 手続)
 - ・無線局免許申請
 - ・無線局再免許申請
- (3) 採捕数量等の報告 (計 1 手続)
 - ・採捕数量等の報告
- (4) 経済産業統計 (計 2 手続)
 - ・経済産業省生産動態統計調査の申告
 - ・商業動態統計調査の申告
- (5) 特殊車両通行許可 (計 1 手続)
 - ・特殊車両通行許可申請

Ⅱ 重点手続分野ごとの取組方針及び目標値

※ 目標値については、小数点第 1 位以下を四捨五入。

ただし、99%台の目標値については、完全な 100%と区別するため、小数点第 2 位以下を四捨五入。

「I-1 重点手続と新たな目標設定」で述べたとおり、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、

- ① 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が 100 万件以上の手続
- ② 100 万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等を重点手続（71 手続）とし、以下のとおり重点手続分野ごとにとり組方針及び目標値を設定する。

1 登記

(1) 取組方針

① 使い勝手の向上

登記事項証明書等の交付請求について、より簡単な操作でオンライン申請を可能とするよう登記申請書作成支援ソフトウェアの改善を随時行う。また、平成 22 年度中に、ウェブ上で請求できる仕組みを適用し、格段の操作性の向上を図る。

② 手数料の引下げ

オンライン申請の手数料が現行の紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成 23 年度以降実現すべく検討・調整の上、できるだけ速やかに結論を得る。

公用請求の在り方について、与党における検討状況を踏まえて検討の上、できるだけ速やかに結論を得る。

③ 窓口来所型サービスの導入の検討

登記事項証明書等の交付請求の窓口来所型サービスについて、導入に当たっての問題点及び効果について検討する。

④ 国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大

地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の電子証明書に対応するシステム改修を平成 20 年度に実施する。また、政府認証基盤（GPKI）の電子証明書に対応するシステム改修を平成 21 年度に実施する。

(2) 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 71%

（対象手続：不動産登記の申請、不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、商業登記（株式会社）の申請、商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求 計 5 手続）

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 57%

(対象手続：上記のうち、不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、商業登記(株式会社)の申請、商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等 計3手続)

2 輸出入・港湾

(1) 取組方針

平成 20 年 10 月稼働予定の、輸出入・港湾関連手続関係の次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)において、港湾手続の統一化、簡素化を図るため、申請情報の反復申請の回避、情報項目の統一化等を実施するとともに、インターネットからの申請については画面にプルダウンや検索ボタンを設置により使い勝手の向上を図るほか、関係各省においては、次の改善措置に取り組む。

① 法務省関係

平成 21 年度から 23 年度においても、引き続き、乗員上陸許可支援システムを利用する運送業者、船舶代理店に対して入管ホームページ等を活用した広報活動を継続して行い、更なるオンライン利用率の向上に努める。

② 財務省関係

利用者の視点に立ったプログラムの変更を適宜行い、サービス向上に努めるとともに、窓口等でオンライン利用の誘導を実施する。

③ 厚生労働省関係

厚生労働省のホームページにおいてオンライン申請の操作マニュアルを引き続き掲載するとともに、オンライン申請について紹介するリーフレットの充実を図ることにより、利用拡大を図る。

④ 農林水産省関係

府省共通ポータルのインターネット上の窓口から申請を可能とする等、システムの利便性の向上を図るとともに、関係業者及び関係団体を対象とした説明会等の開催により、電子申請に係る広報に努める。

⑤ 国土交通省関係

利用者に対し、オンライン申請を勧奨する。

(2) 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 93%

(対象手続：乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請、船舶の長による乗員名簿の提出等、輸入(納税)申告(輸入許可前引取り承認申請を含む。)、輸出申告、貨物の積卸しについての書類の呈示、保税運送(包括)承認、外国貨物仮陸揚の届出、出港届の提出(許可)、内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認申請、開庁時間外における貨物の積卸しの届出、積卸コンテナ一覧表の提出、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告並びに入港届の提出(外国貿易機)、外国往来船又は外国往来機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出(外国貿易船)、食品等輸入の届出、指定検疫物の輸入届出、輸入植物等の検査の申請、入出港の届出、けい留施設の共用の届出、危険物の積込等の許可 計 20 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 93%

(対象手続：上記の計 20 手続)

3 国税

(1) 取組方針

① 本人確認方法の見直しに関する方策

基本方針に示された政府全体の取組を通じ、今後の個人に係る認証基盤の普及状況を踏まえつつ、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、かつセキュリティが確保された電子署名を必要としない新たな ID・パスワード等による方式が確立された場合には、平成 23 年度以降、必要に応じて、所得税等の申告における納税者の属性、手続の特性等の観点をも十分踏まえた上で、納税者本人の電子署名を不要とし、ID・パスワード等による方式を導入することについて検討する。

また、既に実施している、本人の電子署名を必要としない施策(①税理士の代理送信、②税務署に設置した作成コーナー用パソコン(e-Tax)からの送信)については、引き続き実施する。

② 添付書類の削減に関する方策

添付書類については、申告の適正性が確保できるか検討を行った上で、納税者利便の向上の観点から、更なる削減について検討する。

また、既に実施している医療費の領収書等の第三者作成書類の添付省略については、引き続き広報等を実施し、利便性を PR することにより、納税者に一層の利用促進を図る。

③ 経済的インセンティブの向上

電子政府推進税制については、内閣官房が中心となり、その必要性、現行税制の利用状況やオンライン利用促進への効果等を検証した上で、現行税制を継続する必要性について検討する。

また、オンライン申請の手数料については、政府全体の取組の中で、紙申請の手数料の半額以下に引下げを図る。

④ 利用可能な時間

最も申告が集中する確定申告期には、24 時間受付を実施している。前年は、確定申告期前の 1 月 28 日から実施しており、今後も、利用状況等を勘案しつつ、確定申告期前からの実施を検討する。

また、確定申告期以外においては、これまでの利用者ニーズ、運用実績及び費用対効果等を考慮した上で、申告期限に当たる月末等の受付時間の延長について検討する。

⑤ e-Tax の使い勝手の向上

確定申告書等作成コーナーから e-Tax への直接送信において、JRE (Java 実行環境) のインストール不要の措置に対応するよう、システム変更を実施し、使い勝手の向上に努める。

また、e-Tax の機能改善については、今後も利用者等の意見や要望等も踏まえて実施するとともに、問い合わせに対応するため納税者サポート体制の強化を図る。

⑥ その他の取組

電子申告の利用拡大を図るため、日本税理士会連合会及び関係民間団体等との連携を強化する。

また、国や地方公共団体等による入札手続や金融機関等において、電子納税証明書が受け入れられるよう引き続き働きかけを行う。

さらに、地方税ポータルシステム (eLTAX) の普及拡大について、引き続き総務省及び市町村に対して働きかけを行う。

(2) 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 65%

(対象手続：国税申告手続 (所得税)、国税申告手続 (法人税)、国税申告手続 (消

費税（個人）、給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）等

計 15 手続）

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 70%

（対象手続：上記のうち、国税申告手続（法人税）、給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）等 計 11 手続）

4 社会保険・労働保険

(1) 取組方針

① 窓口来所型サービスの導入

社会保険・労働保険分野に係る手続のオンライン利用促進については、パソコンの使用に不慣れな高齢者及び中小零細事業主等の事情に配慮した利用促進を図るため、平成 21 年度から社会保険事務所において、また、平成 22 年度から公共職業安定所等について、パソコン等を設置し、必要に応じて、窓口でのオンライン入力の補助・代行（窓口来所型）サービス等の充実を図るなど、積極的な利用促進に取り組むこととしている。

② 使い勝手の向上

電子政府の総合窓口（e-Gov）と連携を図り、システムの改善を行うとともに、磁気媒体届書作成プログラムの対象手続の拡大を検討するなど、利用者の視点に立った使い勝手の向上に努めることとしている。更に、平成 23 年度から、住民基本台帳ネットワークを活用する手続を拡大することを予定しており、併せて、添付書類の省略について、行政機関相互のバックオフィス連携についても検討することとしている。

③ 本人確認方法の見直し

本人確認方法については、平成 20 年 6 月から、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるものを添付することをもって事業主の電子署名に代替可能とする措置を講じており、引き続き、本措置の普及・拡大に努めるとともに、「行政手続オンライン利用の拡大に向けた基本方針」に基づき、その他の方策についても検討していくこととしている。

④ 広報・普及啓発

なお、広報・普及啓発活動について、地方支分部局において被保険者数の多い企業等を直接訪問し、また、窓口において、手続に来所した利用者に対し、利用勧奨を行うなど本省と地方支分部局が一体となった全省的な取組を行うこととしてい

る。

(2) 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 70%

(対象手続：「健康保険・厚生年金報酬月額算定基礎届」、「健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」、「雇用保険被保険者資格取得届」、「高年齢雇用継続基本給付金の申請」等 計 21 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 65%

(対象手続：上記のうち、「健康保険・厚生年金報酬月額算定基礎届」、「雇用保険被保険者資格取得届」等 計 11 手続)

5 産業財産権出願関連手続

(1) 取組方針

機密性が極めて高い産業財産権出願関連手続についてインターネット上でのなりすましや改ざんを防止するため、引き続き電子証明書を利用してセキュリティの確保を維持しつつ、説明会等で電子出願の利便性の高さを周知し、オンライン利用率の維持・向上に努める。

(2) 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 93%

(対象手続：産業財産権出願関連手続 計 1 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 92%以上

(対象手続：上記の計 1 手続)

6 自動車登録

(1) 取組方針

新車新規登録のオンライン申請については、フレキシブルディスクを用いた申請が既に導入されているが、登録申請と地方公共団体が所管する保管場所証明申請、自動車諸税の手続を一括して行うワンストップサービスの利用促進を図るため、エラー内容の通知機能の拡充や審査の進捗状況表示の改修を平成 20 年度に実施するなど、同サービスのシステムの利便性を継続的に向上させる。

また、大量代理申請者においても、国のシステムに向けた申請データを作成・送信するシステムについて、入力項目の簡素化など、国と協力して使い勝手の向上に取り組む。

政府全体の取組みの中で、ワンストップサービスの手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、実現すべく検討・調整を進める。

(2) 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 60%

(対象手続：自動車の新車新規登録等) 計 1 手続)

7 その他

(1) 生命保険

① 取組方針

登録に係る手数料については、オンライン利用の状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行う。

② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 100%

(対象手続：生命保険募集人登録事務、生命保険募集人届出事務 計 2 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 100%

(対象手続：上記の計 2 手続)

(2) 無線局

① 取組方針

i) 添付書類の見直し

無線局免許については、添付書類の提出方法の見直し（原本ではなく電子ファイル化したものを可とする等）により、電子申請手続の一層の利便性向上を図るべく関係省令等の改正を行う。（平成 20 年度中）

ii) 本人確認方法の見直し

ほとんどが個人の申請であるアマチュア無線局については、平成 20 年 4 月から、本人確認方法に ID・パスワード方式を導入しており、一定の成果をあげつつある。今後、政府全体での ID・パスワード方式のセキュリティ向上への取組状況を踏まえながら、対象局種の拡大について検討する。

iii) 手数料の引き下げ

オンライン申請による無線局免許（再免許）申請手数料については、免許処理に要する時間を短縮できることに鑑み、平成 20 年 4 月から、紙申請時の手数料より約 3 割引き下げたところであるが、今後の電子申請の普及・拡大により事務効率の更なる向上が見込まれる場合には、オンライン申請の手数料が紙申請の手数料の半額となるよう手数料体系を見直す方向で、平成 21 年以降段階的に実現すべく検討・調整を進める。

② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 70%

(対象手続：無線局免許申請、無線局再免許申請 計 2 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 60%

(対象手続：上記の計 2 手続)

(3) 採捕数量等の報告

① 取組方針

採捕数量等の報告の手続のオンライン申請の利用促進については、これまで主な利用者である漁業者・漁業団体に対し、関係団体会議等の場を通じてオンライン申請の利用に関する広報・普及を行う等の取組により、ほぼ全ての報告がオンライン化されているところである。

引き続き、書面による報告を行っている者に対し、年間申請件数や費用対効果も考慮しつつ、個別にオンラインによる報告を行うよう依頼する等の取組を行うとともに、受付システムである「漁獲管理情報処理システム」については、引き続き利用者の利便性の向上及びセキュリティの強化等を図るため、必要に応じてシステムの改善を実施する。

② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 99.5%

(対象手続：採捕数量等の報告 計 1 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 99.5%

(対象手続：上記の計 1 手続)

(4) 経済産業統計

① 取組方針

電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って、調査対象者の負担軽減を図りつつ、現行よりも利便性の高いオンラインによる申告方法を提供する。具体的には、オンラインによる提出が可能な調査を拡充するとともに、各統計調査の申告方式の統一や受付時間の延長等のオンライン申告環境の整備を行う。また、オンラインによる申告を促進するため、パンフレット・ホームページ等による広報を実施する。

② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 65%

(対象手続：経済産業省生産動態統計調査、商業動態統計調査の申告
計 2 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 53%

(対象手続：上記の計 2 手続)

(5) 特殊車両通行許可

① 取組方針

特殊車両オンライン申請システムについては平成 16 年 3 月の導入以降、バックオフィス連携による自動車検査証の写しの提出を廃止し、その他の添付書類のオンラインによる提出を可能にし、さらに、許可証をオンラインにより交付することにより、申請者が窓口まで出向くことなく申請をできるよう申請者の利便性向上に取り組んできたところである。また、オンライン申請は 24 時間 365 日受付を行っているところである。今年度以降については、処理速度の改善、操作性の向上等のシステムの改善、問い合わせ体制の充実、申請窓口での利用勧奨等により利用の促進を図ることとする。

② 目標値

○ 平成 25 年度末の目標値 50%

(対象手続：特殊車両通行許可申請 計 1 手続)

○ 早期に効果が現れやすい手続の平成 23 年度末の目標値 50%

(対象手続：上記の計 1 手続)